一　地域再生計画の作成主体の名称　糸満市
二　地域再生計画の名称　魅力と活力に満ちた輝く未来へとつながるまちＩＴＯＭＡＮ～イチマンがイチバンプロジェクト～
三　地域再生計画の区域の範囲　糸満市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（五の六）

○内閣府告示第二百十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年六月十七日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　南城市
二　地域再生計画の名称　「聖地ブランド創出事業」南城市産一次産品と6次化商品の付加価値増大による雇用創出
三　地域再生計画の区域の範囲　南城市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　実践型地域雇用創造事業（五の六）

○内閣府告示第二百十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百五十一号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年六月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　宮城県
二　地域再生計画の名称　富県共創！みやぎへの本社機能移転等促進プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　宮城県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（五の⑦）

○内閣府告示第二百十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百九十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年六月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　茨城県
二　地域再生計画の名称　いばらき地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、下妻市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市及び小美玉市並びに茨城県東茨城郡茨城町、大洗町及び城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、阿見町及び河内町並びに結城郡八千代町の全域並びに常総市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（五の⑦）

○内閣府告示第二百十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第五十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年六月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　新潟県
二　地域再生計画の名称　新潟県中越地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、魚沼市及び南魚沼市並びに新潟県三島郡出雲崎町、南魚沼郡湯沢町、中魚沼郡津南町並びに刈羽郡刈羽村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（五の⑦）

○内閣府告示第二百十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第四百号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年六月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　新潟県
二　地域再生計画の名称　新潟県下越地域地方活力向上地域特定業務施設整備促進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　新潟市、新発田市、村上市、燕市、五泉市、阿賀野市、佐渡市及び胎内市並びに新潟県北蒲原郡聖籠町、西蒲原郡弥彦村、南蒲原郡田上町、東蒲原郡阿賀町並びに岩船郡関川村及び粟島浦村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（五の⑦）

○内閣府告示第二百十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百五十四号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年六月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　富山県
二　地域再生計画の名称　「とやま未来創生」企業の地方移転・拠点強化促進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　富山県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例（五の⑦）

○内閣府告示第二百十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年内閣府告示第三十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年六月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福井県
二　地域再生計画の名称　ふくい原子力・地域産業活性化計画
三　地域再生計画の区域の範囲　福井県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生支援利子補給金（五の五③）

○内閣府告示第二百十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十六項の規定に基づき、平成二十七年内閣府告示第三百七十六号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十八年六月十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年七月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　大分県
二　地域再生計画の名称　大分県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　大分県の全域